

令和4年度

特別会計予算書

五條市



# 目 次

1	国民健康保険特別会計	1
2	墓地事業特別会計	7
3	介護保険特別会計	9
4	大塔診療所特別会計	13
5	農業集落排水事業特別会計	15
6	後期高齢者医療特別会計	17



令和4年度

国民健康保険特別会計予算書

五條市



## 令和4年度 五條市国民健康保険特別会計予算

令和4年度五條市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,103,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

五條市長 太田好紀

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		794,459
	1 国民健康保険税	794,459
2 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		2,998,724
	1 県補助金	2,998,723
	2 財政安定化基金支出金	1
	( 県負担金 )	0
5 連合会支出金		1,092
	1 連合会補助金	1,092
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		301,899
	1 他会計繰入金	301,899
8 繰越金		100
	1 繰越金	100
9 諸収入		6,493
	1 延滞金	6,000
	2 受託事業収入	1



		3 雜	入	4 9 2
10 市	債			1
		1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金		1
歲	入	合	計	4, 1 0 3, 2 0 0

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		78,720
	1 総務管理費	62,627
	2 徴税費	9,481
	3 運営協議会費	302
	4 医療費適正化特別対策費	6,310
2 保険給付費		2,785,241
	1 療養諸費	2,416,214
	2 高額療養費	356,626
	3 移送費	125
	4 出産育児諸費	10,086
	5 葬祭諸費	1,890
	6 傷病手当金	300
3 国民健康保険事業費納付金		1,187,863
	1 医療給付費分	819,087
	2 後期高齢者支援金等分	260,560
	3 介護納付金分	108,216
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 健康事業費		42,574
	1 特定健康診査等事業費	30,822
	2 健康事業費	11,752

6 諸	支	出	金		3,751		
				1 償還金及び還付加算金	3,750		
				2 療養費等指定公費立替金	1		
7 公	債	費			50		
			1 公債費	50			
8 予	備	費			5,000		
			1 予備費	5,000			
(	基	金	積	立	金)	0	
						(	基
歳				出	合	計	4,103,200



令和4年度

墓地事業特別会計予算書

五條市



## 令和4年度 五條市墓地事業特別会計予算

令和4年度五條市の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月1日提出

五條市長 太田好紀

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,206
	1 使用料	1,206
2 繰入金		2,294
	1 他会計繰入金	2,294
( 諸収入 )		0
	( 市預金利子 )	0
歳入	合計	3,500

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 墓地事業費		3,500
	1 墓地事業費	3,500
歳出	合計	3,500



令和4年度

介護保険特別会計予算書

五條市



## 令和４年度 五條市介護保険特別会計予算

令和４年度五條市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,214,300千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和４年３月１日提出

五條市長 太田好紀

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		710,499
	1 介護保険料	710,499
2 使用料及び手数料		109
	1 手数料	109
3 国庫支出金		1,049,861
	1 国庫負担金	684,252
	2 国庫補助金	311,378
	3 国庫交付金	54,231
4 県支出金		619,087
	1 県負担金	593,274
	2 県交付金	25,813
5 支払基金交付金		1,087,101
	1 支払基金交付金	1,087,101
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		712,001
	1 他会計繰入金	662,001
	2 基金繰入金	50,000
8 繰越金		2
	1 繰越金	2
9 諸収入		35,639

	1 延	滯	金	1 0
	2 雜		入	3 5, 6 2 9
歳	入	合	計	4, 2 1 4, 3 0 0

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		78,466
	1 総務管理費	78,466
2 保険給付費		3,930,854
	1 給付諸費	3,810,346
	2 審査支払手数料	4,979
	3 高額介護サービス等費	115,529
3 地域支援事業費		203,079
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	112,763
	2 一般介護予防事業費	2,699
	3 包括的支援事業・任意事業費	87,398
	4 その他諸費	219
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 諸支出金		900
	1 償還金及び還付加算金	900
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	4,214,300

令和4年度

大塔診療所特別会計予算書

五條市





## 令和4年度 五條市大塔診療所特別会計予算

令和4年度五條市の大塔診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和4年3月1日提出

五條市長 太田好紀

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		12,240
	1 使用料	12,240
2 国庫支出金		6,300
	1 国庫補助金	6,300
3 繰入金		21,760
	1 他会計繰入金	21,760
歳入	合計	40,300

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		39,525
	1 総務管理費	39,525
2 公債費		775
	1 公債費	775
歳出	合計	40,300

令和4年度

農業集落排水事業特別会計予算書

五條市



## 令和4年度 五條市農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度五條市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和4年3月1日提出

五條市長 太田好紀

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,332
	1 使用料	1,332
2 繰入金		1,968
	1 他会計繰入金	1,968
歳入	合計	3,300

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,480
	1 総務管理費	2,480
2 公債費		820
	1 公債費	820
歳出	合計	3,300

令和4年度

後期高齢者医療特別会計予算書

五條市





## 令和4年度 五條市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度五條市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年3月1日提出

五條市長 太田好紀

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		347,954
	1 後期高齢者医療保険料	347,954
2 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
3 繰入金		192,765
	1 他会計繰入金	192,765
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		16,929
	1 延滞金、加算金及び過料	51
	2 償還金及び還付加算金	1,700
	3 預金利子	1
	4 雑収入	15,177
歳入	合計	557,700

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		32,217
	1 総務管理費	29,310
	2 徴収費	2,907
2 後期高齢者医療広域連合納付金		511,227
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	511,227
3 健康事業費		12,556
	1 健康保持増進事業費	12,556
4 諸支出金		1,700
	1 償還金及び還付加算金	1,700
歳出	合計	557,700

